

厚木市公園・緑地維持管理業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が公園・緑地等（以下「公園等」という。）を快適に利用できるように、地域の自治会等の団体に公園等の維持管理の一部について委託することにより、公園等維持管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (2) 自治会等の団体 自治会、自治会に属する団体（老人会、子供会等）及び障がい者就労施設等をいう。
- (3) 自治会長等 自治会等の団体の代表者又は責任者をいう。

(実施場所)

第3条 自治会等の団体の区域内にある公園等とする。

(実施内容)

第4条 自治会等の団体は、公園等を良好な環境に保つため、次のいずれか又は両方の維持管理業務を行う。

- (1) 月1回の公園等パトロール（破損個所及び危険個所発生等の通報）、清掃及びゴミ処理
- (2) 年3回の公園等の雑草防除

(実施期間)

第5条 実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 維持管理業務委託料は、別表公園等管理業務委託単価基準により算定し、予算の範囲内において執行する。

(支払)

第7条 市長は契約締結後、自治会等の団体からの適正な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(調査等)

第8条 市長は、自治会等の団体の処理状況について随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して自治会等の団体に必要な指示を与えることが出来るものとする。

(禁止事項)

第9条 自治会等の団体は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理をさせてはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(破損個所等の修理)

第 10 条 公園内の破損個所等の修理については、市長が行うものとする。

(報告)

第 11 条 自治会長等は、3 箇月毎に市長に対して維持管理業務の報告をしなければならない。
また、雑草防除については、業務実施後 10 日以内に報告をしなければならない。

(疑義等の決定)

第 12 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じたときは、市長と自治会等の団体が協議して定めるものとする。

(追認事項)

第 13 条 毎年 4 月 1 日から契約が成立した時までの間に、自治会等の団体が市長のために、市長の委託業務として行った行為は、契約に基づき行った業務とみなすものとする。

(その他)

第 14 条 自治会等の団体は、第 4 条第 1 項に規定する維持管理業務を行う場合は、パトロール等のほか、除草等に努めるものとする。また、第 4 条第 2 項に規定する維持管理業務を行う場合は雑草防除のほか、清掃等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

公園等管理業務委託単価基準

管理面積	金額
500 m ² 未満	18,500 円
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	28,000 円
1,000 m ² 以上 2,500 m ² 未満	42,200 円
2,500 m ² 以上 3,000 m ² 未満	61,200 円
3,000 m ² 以上 3,500 m ² 未満	70,700 円
3,500 m ² 以上 4,000 m ² 未満	80,200 円
4,000 m ² 以上 4,500 m ² 未満	89,700 円
4,500 m ² 以上 5,000 m ² 未満	99,200 円
5,000 m ² 以上 5,500 m ² 未満	104,500 円
5,500 m ² 以上 6,000 m ² 未満	105,000 円
6,000 m ² 以上 6,500 m ² 未満	105,500 円
6,500 m ² 以上 7,000 m ² 未満	106,000 円
7,000 m ² 以上 7,500 m ² 未満	106,500 円
7,500 m ² 以上 8,000 m ² 未満	107,000 円
8,000 m ² 以上 8,500 m ² 未満	107,500 円
8,500 m ² 以上 9,000 m ² 未満	108,000 円
9,000 m ² 以上 9,500 m ² 未満	108,500 円
9,500 m ² 以上 10,000 m ² 未満	109,000 円
10,000 m ² 以上 10,500 m ² 未満	109,500 円
10,500 m ² 以上 11,000 m ² 未満	110,000 円
11,000 m ² 以上 11,500 m ² 未満	110,500 円
11,500 m ² 以上 12,000 m ² 未満	111,000 円
12,000 m ² 以上 12,500 m ² 未満	111,500 円
12,500 m ² 以上 13,000 m ² 未満	112,000 円
13,000 m ² 以上 13,500 m ² 未満	112,500 円
13,500 m ² 以上 14,000 m ² 未満	113,000 円

算定根拠（1年、1 m²当たり）

1 園地清掃

$$0.037 \text{ 人} \times 15,000 \text{ 円/人} \div 1,000 \text{ m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.1 \text{ 諸経費率} = 7.326 \div 7 \text{ 円} \cdot \cdot \text{①}$$

2 パトロール

$$2 \text{ 人} \times 15,000 \text{ 円/人} \times 0.5 \text{ h} \div 8 \text{ h} \div 2,000 \text{ m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.1 \text{ 諸経費率} \\ = 12.375 \div 12 \text{ 円} \cdot \cdot \text{②}$$

3 ①+②=③ 19 円

事務費（1公園当たり）9,000 円・・・④

- ・ 500 m²未満 (500 m²×③) +④
- ・ 500 m²～1000 m² (1000 m²×③) +④
- ・ 1000 m²～5000 m² 【{③×(各面積枠の最小数値m²) +④}+{③×(各面積枠の最大数値m²) +④}】 ÷2 (10円単位切捨)
- ・ 5000 m²を超える面積分については、(5000 m²×③) +④=104,000 を基本に、一枠 500 m²ごとに 500 円を加算するものとする。

公園等管理業務委託単価基準 (雑草防除)

区分	金額
人力除草 (1 m ²)	54.2 円
機械除草 (1 m ²)	20.9 円